

諮問番号：平成30年度諮問第46号

答申番号：平成30年度答申第44号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張

請求人は、本件診断書には本件児童が居酒屋でバイトをしているとあるが、客との関わり方が難しく、注文間違いもあったこと及び月に2、3回のみ勤務となる月があったため今は働いていないこと、また、現在は一般企業ではなくA型就労の利用を検討していることを顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当額改定処分）は、違法又は不当であると主張しているものと解される。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 障害の認定は診断書に基づき、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により総合的に認定することとされており、請求人の主張は本件診断書に具体的な記載がないものであるから、原処分に違法又は不当な点はない。

(2) 日常生活における見守りが一定程度必要であることは理解するが、本件診断書の記載内容からは、「食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」であることを読み取ることはできない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、本件診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 請求人は、本件児童について、診断書には本件児童が居酒屋でバイトをしているとあるが、客との関わり方が難しく、注文間違いもあったこと及び月に2、3回のみ勤務となる月があったため今は働いていないこと、また、現在は一般企業ではなくA型就労の利用を検討していることを顧みずになされた原処分は、違法又は不当であると主張しているものと解される。

しかしながら、請求人が主張する事情は、本件診断書を提出した後の事情で

あり、本件の認定に当たって考慮の対象となるものではないから、本件診断書に基づいて行われた原処分に違法又は不当な点があるということはできず、他に本件児童について認定要領にいう2級の基準である「日常生活は極めて困難であるもの」に該当すると認められる事情も認められない。

よって、原処分は、本件診断書の記載内容に基づき、嘱託医師の審査判定も得て、総合的に判断した上で行われていることから、これを違法、不当とすることはできず、請求人の主張は採用することができない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成31年2月26日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年3月4日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで本件診断書をみると、対象児童については、「知的障害」を有しており、発達障害関連症状としての「相互的な社会関係の質的障害」及び「言語コミュニケーション」はいずれも「乏しい」とされ、問題行動及び習癖については、「多動」、「徘徊・浮浪」及び「尿失禁」があり、その状態は「居酒屋でバイトをしている。夜間徘徊で補導されたことがあり、飲酒・タバコにより自主退学しており、妄想の世界に入って友達と話をしている」旨の記載がある。他方、要注意度は「嚴重な注意が必要」とされ、精神医学的総合判定は「中度」であり、「日常生活については、声かけ、見守りである程度でき、アルバイトもしているが、男友達との関わり又補導歴もあるため嚴重な注意は必要である」とされている。

しかしながら、IQは68で、知的障害の判定も「軽度」にとどまっており、高次脳機能障害及び学習障害並びに精神症状はなく、日常生活能力の程度については、食事、洗面及び衣服の項目はいずれも「自立」とされており、また、排泄及び入浴の項目はいずれも「一部介助」、危険物の項目は「特定の物、場所はわかる」、睡眠の項目は「時々不眠」とされ、これらの記載からは、対象児童が認定基準にいう日常生活が著しい制限を受ける状態にあるとまでは認められない。

以上のことから、対象児童について障害等級2級に該当するとまではいえないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美